

山口県農地中間管理事業規程

第1 農地中間管理事業の実施区域

農地中間管理事業は、県全域で実施するものとする。ただし、次に掲げる区域においては、重点的に実施するものとする。

- (1) 適切な人・農地プランが作成されており、地域ぐるみで農業の中心経営体等（以下「経営体」という。）に対する農地の流動化を進める機運が生じている区域
- (2) (1)のほか、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと認められる区域

第2 農地中間管理権を取得する農用地等

山口県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地中間管理権を取得する農用地等は、原則として、経営体への貸付けが見込まれる農用地等とし、次に掲げる農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

- (1) 再生不能と判定されている遊休農地その他農用地として利用することが著しく困難な農用地等
- (2) 借受希望者の応募状況等からみて、経営体に貸し付けることができる可能性が著しく低いと認められる農用地等

第3 借受希望者の募集手続等

1 募集時期

借受希望者の募集は、毎年7月から8月までの間に行うものとする。ただし、必要があるときは、随時募集するものとする。

2 募集区域

借受希望者の募集の区域は、市町の区域内において、人・農地プランの策定区域等を単位として空白が生じないように定めることとし、市町長の意見を聴いて決定するものとする。

3 留意事項

借受希望者の募集は、市町等から提供された情報及び募集実績等を踏まえ、募集区域内における次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 水田地帯、畑地帯又は果樹地帯の別その他農用地等の特徴
- (2) 借受けが見込まれる経営体の存在の状況

4 借受目的等の把握

募集に当たっては、あらかじめ、借受けが見込まれる経営体から次に掲げる事項を把握するものとする。

- (1) 借受けを希望する農用地等の所在、種別、面積その他の条件
- (2) 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- (3) 借受けを希望する期間

- (4) 作物ごとの栽培面積その他現在の農業経営の状況
- (5) 規模の拡大、農地の集約化、新規参入その他募集区域内において農用地等の借受けを希望する理由

5 募集の方法等

- (1) 募集は、インターネットを活用する等の方法により、原則として30日以上の期間を定めて行うものとする。
- (2) 関係機関からの情報提供又は過去の応募状況等からみて、募集区域内の経営体による応募が十分に見込まれない場合にあっては、区域外の経営体又はリース方式による農業参入を希望する企業等と個別に協議するものとする。

6 応募者に係る情報の公表

機構は、借受希望者の応募があったときは、インターネットを活用する等の方法により、応募者に係る次に掲げる情報を公表するものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 募集区域内の農業者若しくは募集区域外の農業者又は新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種類及び面積
- (4) 借り受けた農用地等に作付けをしようとする作物の種別

7 応募者に係る調査

- (1) 機構及び市町は、貸付けの決定を公平かつ適正に行う上で必要があるときは、応募者に対する面接調査を行うことにより、その希望する借受けの内容を正確に把握するよう努めるものとする。
- (2) 機構及び市町は、応募者及びその希望する借受けの内容が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第4項の要件を満たすかどうかについて調査するものとする。

第4 農地中間管理権の取得

1 対象農用地等のリスト化

機構は、農用地等の貸付けを希望する旨の申出等があったときは、あらかじめ、次に掲げる事項に基づき借受けの可能性を検討した上で、申出者及び申出に係る農用地等を整理したリストを作成するものとする。

- (1) 当該区域の人・農地プランの作成・見直し状況
- (2) 当該農用地等の借受けを見込める経営体の存在
- (3) 当該農用地等の区画整理等の状況
- (4) 当該区域における農地流動化の機運の状況
- (5) 当該区域の耕作放棄地の現状及び今後の見直し

2 農地中間管理権の取得に係る協議

機構は、農地中間管理権を取得しようとするときは、貸付希望者からの申出に応じて協議し、又は農用地等の所有者に協議を申し入れるものとする。

3 農地中間管理権の期間

機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、できる限りその期間が10年以上となるよう努めるものとする。

4 農用地等の滞留期間の短縮

機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、貸付希望者の今後の営農継続の見通しを考慮しながら、機構が農用地等を貸付希望者から借り受けてから借受希望者に貸し付けるまでの期間ができる限り短くなるよう努めるものとする。

5 貸付希望者に対する土地改良事業の施工説明

機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

第5 農用地利用配分計画の決定方法

1 基本原則

機構は、農用地利用配分計画の決定に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 当該農用地等の貸付けが借受希望者の経営規模拡大又は分散錯圃の解消に資するものであること。
- (2) 当該農用地等の貸付けが既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている他の農業者の経営に支障を及ぼすものでないこと。
- (3) 借受希望者が新規参入者である場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指すことができるように配慮すること。
- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者の要望等を踏まえて公平かつ適正に調整すること。

2 優先配慮の原則

- (1) 機構は、担い手が利用する農地の集約化を促進し、又は当該区域内で既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の経営発展に資する観点から、次に掲げる場合は、貸付先の決定に当たり優先的に取り扱うものとする。

- ① 区域内の経営体相互間又は経営体とそれ以外の者との間で利用権の交換を行うおうとする場合
- ② 集落営農の構成員が当該集落営農に利用させることを目的として機構に農用地等を貸し付ける場合
- ③ 貸付けを希望する農用地等に隣接して農業経営を行っている借受希望者がいる場合

- (2) (1)の③に該当する借受希望者が複数いる場合は、各借受希望者の希望と当該農用地等の条件との適合状況、地域農業の発展への寄与度、人・農地プランの内容等に基づき優先順位を付した上で、当該順位に従って協議するものとする。

- (3) (1)以外の場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 借受希望者に当該区域内の者と当該区域外の者（新規参入者等を含む。）のい

ずれもがいる場合は、当該区域内の者を優先して協議するものとする。

② 借受希望者の経営農用地等と貸付予定農用地等との位置関係、貸付希望者が希望する条件との適合状況、経営計画の当該地域における営農活動への影響、人・農地プランの内容等に基づき優先順位を付した上で、当該順位に従って協議するものとする。

③ ①及び②にかかわらず、土地基盤整備事業その他農用地等の条件整備に係る事業が、事業計画を策定する段階から農用地等の経営体を定めて実施される場合は、当該経営体と協議するものとする。

(4) (2)及び(3)の場合において、借受希望者に優先順位を付する上で必要があるときは、利害関係者以外の者で構成する合議制の機関において協議するものとする。

3 貸付期間

貸付期間については、貸付先の経営の安定及び発展に資するため、できる限り長期間となるように配慮して定めるものとする。ただし、当該地域の農地利用の効率化及び高度化を進める上で必要がある場合は、一定期間が経過した後に当該農用地等を再配分することができるように定めるものとする。

4 借受希望者に対する土地改良事業の施工説明

機構は、農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

第6 賃料の水準等

1 機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付先が決まっている場合における借受賃料及び貸付賃料の額は、次の事項を踏まえて決定する。

(1) 土地基盤整備の状況等が当該地域と同程度の農用地等に係る賃料の水準

(2) 機構に対する借受希望者と貸付希望者の双方の意向

2 機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付先が決まっていない場合における借受賃料の額は、貸付先が決まるまでの間は、無料とする。

第7 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

機構が農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、山口県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権に係る契約を解除するものとする。

(1) 農地中間管理権を取得した後2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う見込みがないとき。

(2) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき

第8 農用地等利用条件改善業務の実施基準

機構は、農地中間管理権の設定期間が10年以上であって、かつ、次のいずれかに該当するときは、区画整理その他の農用地等の利用条件を改善するための業務を行う

ことができるものとする。

- (1) 当該農用地等の貸付先が決まっており、かつ、当該貸付先が農用地等の利用条件の改善を希望しているとき。
- (2) 当該農用地等の借受希望者の募集に応募した者の数及びその希望の内容からみて、農用地等の利用条件の改善を行うことにより、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

第9 円滑な推進体制の整備

- 1 機構は、その主たる事務所に相談又は苦情に対応する窓口を設置するとともに、インターネット等を活用してこれの周知徹底を図るものとする。
- 2 機構は、農地中間管理事業の推進に当たっては、次に掲げる事項を把握するとともに、機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。
 - (1) 市町の各区域における人・農地プランの作成又は見直しの状況
 - (2) 当該区域における経営体の状況
 - (3) 当該区域における機構を活用した農地流動化の機運の状況
 - (4) 当該区域内の耕作放棄地の現状及び今後の見直し等
- 3 機構は、農地管理事業の推進に当たっては、人・農地プランの作成及び見直しに関する情報を市町と共有する等、市町及び農業委員会と密接に連携するものとする。

第10 業務の委託

- 1 機構は、市町が地域における農地中間管理事業の窓口としての機能を担うとの考え方に基づき、原則として、同事業を活用するすべての市町に対し、その同意を得て、山口県知事の承認を得た上で同事業に係る業務を委託するものとする。
- 2 1により委託する業務の内容は、概ね次に掲げるとおりとする。
 - (1) 農用地等の所有者、経営体等との相談に係る業務
 - (2) 第4の1に規定するリストの作成に係る業務
 - (3) 農地の貸付希望者、借受希望者等の調査、把握及び交渉に関する業務
 - (4) 借受けが見込まれる農用地等の位置、権利関係等の確認業務
 - (5) 農用地利用配分計画の案の作成に関する業務
 - (6) 農用地等の利用条件の改善に関する業務
 - (7) 出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等
- 3 機構は、2の(2)業務を委託するに当たっては、市町に対し、第2の趣旨を十分考慮して当該業務を行うよう依頼するものとする。
- 4 機構は、2の(5)の業務を委託するに当たっては、原則として、すべての市町に対し、あらかじめ農業委員会の意見を聴取するよう求めるものとする。

- 5 機構は、地域農業再生協議会、市町農業公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等が2に掲げる業務を行う能力があると認めるときは、山口県知事の承認を得て、当該団体等に当該業務の全部又は一部を委託することができる。
- 6 機構は、市町以外の団体等に業務を委託するときは、当該団体等と市町との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 7 機構は、賃料の收受及び支払等定型的な業務について、競争入札等の方法により、山口県知事の承認を得た上で外部委託することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月16日から施行する。